

平成27年3月13日

◎川井委員長 おはようございます。

ただいまから危機管理文化厚生委員会を開会いたします。 (9時59分開会)

本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

公営企業局より、幡多けんみん病院における医療事故について報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることとします。

《報告事項》

◎川井委員長 それでは、県立病院課の説明を求めます。

◎岡林公営企業局長 このたびの幡多けんみん病院での医療事故につきましては、病院側のミスにより、極めて重大な結果を発生させてしまいました。亡くなられました患者さんに謹んで哀悼の意を表しますとともに、御家族の皆様にご心からおわびを申し上げます。

また、県立病院に信頼を寄せていただいております多くの県民の皆様方に対しましても、その信頼を裏切ることとなり、大変申しわけなく思っております。重ねておわびを申し上げます。

概要につきましては、県立病院課長のほうから報告をさせていただきます。

◎伊藤県立病院課長 県立病院課でございます。

それでは、報告をさせていただきます。

危機管理文化厚生委員会資料の報告事項の1ページをお開きください。

まず、今回の事故の概要でございます。ここに書いております内容につきましては、御家族の方に御同意をいただきました範囲での情報でございます。

まず、事故の発生年月でございますが、平成26年12月、昨年12月ということでございます。場所は、幡多けんみん病院。

事故の状況でございますが、以前に抗生物質製剤でアナフラキシーショックを起こされたことがあります既往のある患者さんに対しまして、禁忌薬、使用してはいけない薬剤であります同種の抗生剤を点滴投与いたしました。投与を開始しました後、アレルギー反応によるショック状態、これがいわゆるアナフラキシーショックというものでございますが、それに陥りまして、蘇生措置を行いましたけれども、改善することなく亡くなられたというものでございます。患者さんは、幡多地域在住の高齢者の男性ということでございます。

今回の事故の原因でございます。

直接的な原因といたしまして、今回、患者さんからはこの抗生剤によるショックの既往歴について訴えをお聞きもしておりました。病院側としましても、カルテにも記載していたにもかかわらず、医師、薬剤師、看護師ともにアレルギーの確認をすることなく投与してしまったということでございます。

これをまず本質的な視点から見ますと、それぞれ部署で業務マニュアルでありますとか手順書がつけられておりました、そうしたマニュアルなどを忠実に実行してアレルギーへのリスク意識を持っておれば避けられたはずのものでありますことから、生命を預かる病院といたしまして緊張感や注意力を欠いていたと言わざるを得ない状況になっていた、そういうことが今回の事故を招いた本質的な要因であると考えてございます。

次、具体的な事故の発生要因とその再発防止策でございます。4点ございます。

まず1点目といたしまして、抗生剤投与に関する手順の整備不足があったということでございます。

既存のマニュアルや手順書がつけられてはありましたものの、一連の業務手順として十分に整理されていなかった。また、手順として定着もしていなかったという状況にございました。こうしたことから、事故の再発防止に向けましては、これらの手順書を今回抗生剤初回投与マニュアルとしまして再整理をいたしまして、周知徹底を図っております。

2点目の要因でございます。電子カルテでのアレルギー薬剤情報の取り扱いルールの整理不足があったということでございます。

電子カルテの運用につきましては、これもマニュアルがありましたけれども、いつ誰が情報を入力するのかといったことが明確になっておりませんで、またマニュアル自体も非常に読みづらいものとなっております、使い勝手の悪いものとなっております。

こうしたことから、事故の再発防止対策といたしまして、電子カルテへのアレルギー薬剤の入力、確認方法についての手順を明確にし、周知徹底を図りますとともに、電子カルテシステムに全ての薬剤を登録しまして、処方する際はそこから選択できるようにシステムを改良し、システム側でのエラーチェック機能の向上も図ってまいります。

次に、資料裏面になりますが、2ページをお願いいたします。

3点目の要因といたしましては、薬剤科におけますアレルギー薬剤に関する事故防止対策の不備ということがございました。

薬剤科におきましては、アレルギー薬剤に関する事故防止の手順が残念ながら定められておりませんでした。このため、事故再発防止対策といたしまして、薬剤払い出しの際におけます電子カルテのアレルギー情報との確認方法など、新たな手順書を作成しまして周知徹底を図っております。

最後、4点目の要因でございます。病院組織全体における希薄なリスク意識というところでございます。

御説明しましたように、一定マニュアルがありながら、こうした事故が発生してしまいましたことは、組織全体としてリスクに対する意識が非常に希薄になっていたと言わざるを得ないことから、今後、医療安全管理体制の強化を図りまして、リスク意識の向上と定着に向けて、週1回、抗生剤初回投与マニュアル、再整理しましたものでございますが、

これの実施状況を監査するという事としております。

4番目のところでございます。病院への対応でございます。

今回の事故につきましては、もちろん個人の確認抜かりという部分での責任はございますけれども、申し上げてきましたように、病院の組織全体としてやはりそのリスク意識、リスクに対する意識が非常に希薄になっておったというところが大きな背景にあると考えております。こうしたことから、管理監督者である幡多けんみん病院の院長に対しまして、文書による訓諭措置を講じまして、事故発生に至った主たる要因である組織の緩み、緊張感の欠如を強く戒めますとともに、事故の再発防止策の徹底を指示したところでございます。

最後、5番目のところですが、御家族への対応でございます。

御家族に対しましては、事故発生直後から謝罪をいたしまして、事故に至った原因あるいは状況説明を重ねて行ってまいりました。今後におきましても、事故の再発防止に向けた対策などについて、御家族に十分納得していただけるよう丁寧な説明を繰り返し行ってまいります。

また、損害賠償につきましては、御家族の心情への配慮も行いながら、誠意を尽くして対応してまいります。

説明は以上でございます。

◎橘幡多けんみん病院長 院長の橘でございます。いつもお世話になっております。

今回、このような病院側の初歩的なミスによる事故を発生させまして、患者さん及び御家族の方を含め、さらには県民の皆さんに対して心からおわび申し上げたいと思います。

今回の事故につきましては、ただいま報告がございましたように、病院全体として、今回のアレルギーに対する認識、そのリスク管理意識といいますものが非常に希薄になっていた、そういう風土ができていたということに尽きると思います。

その体質が問題とされるべきであると私自身認識しておりまして、その監督責任者であります私の責任も非常に痛感しております。

こうした事故は、もちろんあってはならないことでございますので、今御説明がありましたように、これからも再発防止策を徹底して、さらにきつく緊張感を持って対応していきたいと思っております。

非常に御迷惑、御心痛をおかけしたことに重ねておわび申し上げて、御報告させていただきます。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 幡多けんみん病院の皆様方には、幡多の中核都市の病院として、大変重要な任務を担っていただいております。本当に感謝しているところです。また、今回、大変なことが起こりました。二度とこのようなことがないように、院長先頭に頑張

っていただきたいことをお願いしたいということと。

1点、家族への対応がここに書かれておりますけれども、突然亡くなられて、奥さんながですけれども、結構混乱をしておりましたので、ぜひ最大限家族の意思に沿って今後の対応をしていただきたい。そのことをお願いしておきたいと思います。

◎橋幡多けんみん病院長 励ましのお言葉ありがとうございます。

それと同時に、御家族の対応も、私の稚拙な面もありまして、いまだに十分とは言えませんけれども、これからも重ねて重ねて御家族の御意思に沿うように説明あるいはその他の対応を重ねてまいりたいと思います。

奥さんを初め御家族の御心情は十分理解しているつもりですし、私もそれに答えたいのは重々なことでございます。

◎坂本（孝）副委員長 2点だけ確認させてください。

1つは、事故発生には至っていないけれども、ほかの事案ですよ、病院全体がそういう形で運営されていたということになると、事故は起こっていないけれども、同様の過失的な事案、ほかにはないですか。

◎橋幡多けんみん病院長 私ども、毎月、事故に至らないけれども、これはちょっと危険なこと、要素が含まれているぞといった、軽微な事項を毎月職員に報告させるような制度をつくっております。それには、月に100あるいは150というものがあります。これは、こういった重大な事故に至らないために職員が危機管理意識を持って再発の予防のためにそれを報告させる制度です。

ですから、そういった事案が出てくることは非常にいいことだと思うんですけれども、そういった事案が実際にあることは確かであります。ですから、それをもとにこういったことが起こらないように対策を立てて未然に防ぐというのが我々管理監督者の責任なんですけれども、それが今回果たされていなかったということで、不幸なことを起こしてしまいました。

以上でございます。

◎坂本（孝）副委員長 そういう病院内の規律をしっかりと守りながら、今後もやっていただきたいということと。

それからもう一点、御家族への対応ということでちょっと懸念しているところがあるんですけれども、御家族は刑事告発、この事案は重過失なわけです。御家族がそういう刑事告発とかの意思はないのかどうか。刑事告発ということとなると、病院の管理責任もあるわけですけれども、行為者責任が生じてくるわけですね。お医者さん、その手術をしたお医者さんの責任が生じてきます。そこの辺の御家族の対応はどういう状況かということをおひとつ確認を。

◎橋幡多けんみん病院長 その刑事告発につきましては、我々の病院側が云々と、例え

ば制限したり云々することももちろんないものと認識しておりますので、それは御家族の意思によるところが多いかと思えます。ただ、今までにお話し合いをさせてもらっている中では、その刑事告発云々よりも、御家族からも、今後こういったことが起こらないように対策をしっかり立てなさい、あるいはもっと本質的な事故分析をしてください、あるいはもう少し砕けた言い方されますと、今回の患者さんの死を無意味なもの、意味のあるものといえますか、医療安全の面で無駄にしないでくださいと、そういうお言葉はいただいております。

ただ、今後の我々の対応で、告発云々ということに関しましては、ちょっと僕は今のところ何とも申し上げられません。誠意は尽くしているつもりでございます。

◎川井委員長 他にございませんか。

◎桑名委員 報告書を読むと、カルテに書かれていたことを見抜かったということ起こったということなんでしょうか。

◎橘幡多けんみん病院長 今、課長から説明がありましたように、見抜かったという言い方ももちろんそうなんですけれども、それを薬剤を処方するときにそれを確認するという、そういうことが今回の該当者に限らず、それが習慣化といえますか、それが必ずしもできていなかったと。病院全体、私どもが調査しても、そういう風土ができていなかったということが一番の問題だと思っています。

◎桑名委員 それと、投与マニュアルを再整理したということですが、どういう形で再整理というか、もっとわかりやすいマニュアルになったのか、そういったところを具体的に教えていただければと思います。

◎橘幡多けんみん病院長 わかりやすいものにするということも一つですし、それから加えたことでは、例えば薬剤部では必ずしもアレルギーを確認して処方されたものを払い出すことをルール化されていなかったために、もう一つチェックポイントをつくるためにも、それをマニュアル化したとか、そういう加えたものもあります。

それから、何よりも、そのマニュアルを整備したからといって、必ずしもみんなが周知できているとは限りませんので、それを周知させるために我々監督者のほうから定期的に監査してみんながマニュアルどおりできているかどうかということを確認する。監査することをつけ加えて、もう既に実行しているところでもあります。

◎西内（健）委員 本当に今回の事故、やっぱりミスということで、亡くなった患者の方、御遺族の方々本当に大変だと思います。その反面、事故が起こったということで、勤務状態がどうだったのかというところをちょっと確認したいんですけれども。

◎橘幡多けんみん病院長 どの科も多忙で業務量の割には医師不足とかと言われているのは、それは事実であります。

しかし、こういった基本的な初歩的なことに関しましては、幾ら多忙であろうと、ある

いは医師不足であろうと、それを原因といいますか、理由にすることは到底できません。そういう認識で我々もおります。

◎西内（健）委員 確かに、現場としてはそれを理由にできないと思いますし、そういうつもりもないんでしょうが、やはり我々ほかの病院なんかも聞いていると、民間でどうしても長時間勤務の中、その緊張感を維持していくって本当に大変だと思うんですね。これが原因で本当に現場が崩壊しないような形で、やっぱり皆さん医師の指揮を院長として今後もしっかり保っていただけるように要望しておきたいと思います。

◎橘幡多けんみん病院長 ありがとうございます。まさに我々監督者はそういった監査、緊張感、管理すると同時にそのことは重々にして意識してやらせていただきたいと思っております。

それと、もう一つつけ加えさせていただきますと、人間だけにしっかりしっかりとかというだけではだめですので、人間の過ちも未然に防げるような電子カルテとかそういうシステムとかのことも重々にこれからも加えて、多忙とか人的なことだけではなくて、そういうシステム的なことでチェックがかかってこういう事態に陥らないように、そういうことも既に取り組んでおるところでございます。

◎西内（健）委員 そうですね、地域にやっぱり信頼される病院として、今後ともやっぱり長く残っていくためにも、ぜひ本当に信頼関係を構築していくことをお願いしたいと思っております。

◎川井委員長 他にございませんか。

（なし）

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

以上で公営企業局を終わります。

◎岡林公営企業局長 どうもありがとうございました。

◎川井委員長 どうも御苦労さまでした。

ここで10分ほど休憩といたします。

再開は10時30分といたします。

（休憩 10時20分～10時29分）

◎川井委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

お諮りいたします。

執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案10件、条例その他議案19件について、これより採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（異議なし）

◎川井委員長 それでは、これより採決を行います。

第1号議案平成27年度高知県一般会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第9号議案平成27年度高知県災害救助基金特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。よって、第9号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第10号議案平成27年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。よって、第10号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第20号議案平成27年度高知県電気事業会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。よって、第20号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第21号議案平成27年度高知県工業用水道事業会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。よって、第21号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第22号議案平成27年度高知県病院事業会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。よって、第22号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第23号議案平成26年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。よって、第23号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第28号議案平成26年度高知県災害救助基金特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。よって、第28号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第29号議案平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。よって、第29号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第38号議案平成26年度高知県病院事業会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。よって、第38号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第39号議案高知県民生委員定数条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。よって、第39号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第40号議案高知県産学官民連携センターの設置及び管理に関する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。よって、第40号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第45号議案高知県手数料徴収条例及び高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案(危機管理文化厚生委員会が所管する部分。)を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。よって、第45号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第55号議案高知県調理師法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案から第

67号議案高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案まで、以上13件の議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎**川井委員長** それでは、以上13件の議案を一括採決します。

第55号議案から第67号議案まで、以上13件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**川井委員長** 全員挙手であります。よって、第55号議案から第67号議案まで、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第72号議案高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**川井委員長** 全員挙手であります。よって、第72号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第78号議案高知県理学療法士養成奨学金貸与条例を廃止する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**川井委員長** 全員挙手であります。よって、第78号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第86号議案高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**川井委員長** 全員挙手であります。よって、第86号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

(執行部退席)

◎**川井委員長** 山本部長、先ほどの幡多けんみん病院の医療事故に関しまして、委員のほうから、県内の民間病院を含めた病院でそれに近いような医療ミスが起こらないように、今後周知徹底をしていただきたいという要望がありましたので、何か対策をまた部長のほうでお考えを願います。

◎**山本健康政策部長** はい、わかりました。

◎**川井委員長** よろしく申し上げます。

以上でございます。

《意見書》

◎川井委員長 それでは次に、「意見書」を議案といたします。

意見書案3件が提出されております。

まず、米軍機の低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）が、日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎川井委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

（ 小 休 ）

◎ 基本的に賛成であります。が、事実関係の文言だけにとどめておいて、感情的とは言いませんが。

◎ そのあたりを一部文字を訂正していただければ、やらせていただきたいと思いたすが。

◎ はい、わかりました。

◎ 調整してもらってね。

◎川井委員長 それでは、正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任ということにしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎川井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、介護報酬大幅削減の撤回と介護保険財政強化を求める意見書（案）が日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎川井委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

（ 小 休 ）

- ◎ 前回も似たような意見書提案させていただいて、それを提出しているのと、政府のほうで方針がほぼ固まった中、今出すタイミングがいかがなものか。それと、やはりその趣旨のうちの1番の中で、共産党のおっしゃる保険料にはね返らない形というのが理想であるのは確かですが、今回も診療報酬の中に含まれて、〇〇委員がこの間意見として出ましたけれど、やっぱり我々は実質賃金がちゃんと上がっていくのか、そういうところをチェックするという対策と思いますので、出す時期を考えると適切ではないと思いますので。
- ◎ 声を上げ続けなければならないと別の部分でも知事も言っているんで。
- ◎ 僕らは、これはやっぱり法が適用する前にせんと、社会福祉法人の中でも申し上げましたけれども、介護報酬が下がることによって、場合により事業を撤退していくところが出てくるだろうと。それは法律が通ったら、NPO法人なんかでも、厳格に適用されるようになってきたら、非常に撤退していくと。そうすると、高知県民は非常に困るんじゃないかと。抽象的なことですがね。実際に僕らのところにも事業を縮小したいというのが出てきちゃうので、ぜひとも高知県はほかならん、ぜひともまげてこれを自分らのほうも賛意を、高知県は一生懸命取り組んでおるということでやってもらいたいなと思いますので。
- ◎ 気持ちはわかりますので、3年後の改定の前に我々も一緒にのさせていただきますので。
- ◎ 改定の前に頑張りましょう。

◎川井委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、いわゆるヘイトスピーチ（憎悪表現）に反対し、根絶を求める意見書（案）が、県民クラブ、日本共産党、公明党、県政会、南風（みなみかぜ）から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思いますので、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎川井委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

（ 小 休 ）

◎ 我々は憎悪表現に対しては当然同じ気持ちでありますので、今政府のほうの表現の自由等もありまして、新たな、最後の段落の新たな法整備、この文字をのけていただいて、対

策を現行法の中で講じるというような中で考えていただければということで。

- ◎ わかりました。
- ◎ 多少の文言修正ということで。
- ◎ はい、お願いします。

◎**川井委員長** それでは、正場に復します。

この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任ということにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎**川井委員長** 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、17日の午前11時から委員長報告の取りまとめ等を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日の委員会はこれで終了いたします。

(10時47分閉会)